

(第三種郵便物認可)

日本代協近畿ブロック協議会 代理店賠償責任保険セミナー開催

### 10年間で363件支払い、重要事項説明等関係が最多

日本代協近畿ブロック協議会(服部典正ブロック長)は12月15日午後4時半から、京都市下京区のキャンパスプラザ京都で代理店賠償責任保険セミナーを開催した。京都、奈良、滋賀代協の会員と、保険会社社員ら約100名が参加した。

最初に日本代協近畿ブロック地域担当理事の小橋信彦氏と服部プロ



山本氏

ク長がそれぞれ挨拶した。小橋氏は、代理店のミスで例えば保険金の支払いが難しい場合、基本的には所属保険会社が保険金を支払うこととなるが、保険会社が代理店に對し十分な教育など損害発生の防止に努めていた場合は、保険会社はその損害は免責とされ、さら

「我われ代理店と保険会社は立場は違いますが消費者をお守りするという点ではどちらも同じだ。うっかりしたミスでお客様に迷惑をかけるため代理店賠償であることを十分認識いただきたい」と述べた。

講師は代理店賠償日本代協新プラン委託講師の

山本高久氏が務め、保険代理店におけるコンプライアンスや法令上の責任等の基本的ルールとトラブル事例等について解説した。

日本代協新プランでは、2012年から10年間でトータル1366件の書面による事故報告があった。このうち363件が代理店賠償で支払い、272件が所属保険会社で支払い、残りは請求取り下げや無責、また未解決となっている。事故類型別では、商品内容・補償範囲説明不足、説明誤りや契約条件説明および確認不足などの重要事項等説明に関するものが最多で652件。異動・新規手続きに関するものも多々322件となっている。保険種目別では自動車保険が565件で最多である。

山本氏は、実際の事故事例をそれぞれの原因とともに示した。また、代理店賠償保険では、第三者の不正なサイバー攻撃によって代理店が管理する情報システムから顧客情報と個人情報情報が漏洩した際の見舞金費用についても特約で補償対象となるなど商品の特徴についても伝えた。

とくに、私見を交えてと前置きした上で、保険金を支払えない無責、もしくは保険料を追加で支払う必要がある追徴、など顧客にとって金銭的な損失が発生しているということになった時は、例えば、書面上の契約内容からは問題・不備のない契約であっても、「当事者の意思の合意のみで成立する『諾成契約』」としては有効なものかと判断できないか、また、募集人側の明確な瑕疵によるものではないかなど、十分な検討を行う必要がある点を、事例も挙げながら繰り返し強調するなど、多くの有益な情報、ヒントを伝えた。